

立川市史編さん委員会条例

平成27年立川市条例第12号

(設置)

第1条 市長の諮問に応じ、立川市史の編さんについて必要な事項を審議するため、立川市史編さん委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

(委員)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者につき、市長が任命する。

- (1) 市民 2人以内
- (2) 学識経験を有する者 8人以内

2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

## 立川市史編さん委員会条例施行規則

### (目的)

第1条 この規則は、立川市史編さん委員会条例（平成27年立川市条例第12号）の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事項)

第2条 立川市史編さん委員会（以下「委員会」という。）が審議する事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 立川市史編さんの基本方針に関すること。
- (2) 立川市史編さんに必要な調査、研究及び資料収集に関すること。
- (3) 立川市史の編集、監修及び刊行に関すること。
- (4) その他必要と認めること。

### (会議録)

第3条 委員長及び副委員長は、会議録を調製し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員の氏名
- (3) 付議した事項及び審議の概要
- (4) その他必要と認める事項

### (委員の報酬)

第4条 委員の報酬は、立川市非常勤職員給与等支給条例（昭和36年立川市条例第2号）別表の規定により日額10,800円とする。

### (庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業文化スポーツ部地域文化課において処理する。

### (委任)

第6条 この規則の施行に係る委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 立川市史編集委員設置要綱

### (設置)

第1条 立川市史編さん（以下「市史編さん」という。）の基本方針に基づき、市史編さん事業を推進するため、立川市史編集委員（以下「編集委員」という。）を置く。

### (業務)

第2条 編集委員は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 市史編さんに関する資料の収集、調査及び研究
- (2) 立川市史の編集及び執筆
- (3) その他前2号に掲げる業務に付随する業務

### (委嘱)

第3条 編集委員は、市史編さんに関する学識経験を有する者のうちから、市長が任命する。

### (任期)

第4条 編集委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

### (専門部会)

第5条 市史編さん事業を円滑に進めるため、次の各号に掲げる専門部会（以下「部会」という。）を設置する。

- (1) 考古部会
- (2) 古代・中世部会
- (3) 近世部会
- (4) 近代部会
- (5) 現代部会
- (6) 民俗・地誌部会
- (7) 自然部会

2 編集委員は、前項各号に掲げる部会のいずれかに所属するものとする。

3 部会に部会長及び副部会長1人を置き、編集委員の互選によって定める。

4 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 部会の会議は、部会長が招集する。

7 部会は、必要があると認めるときは、外部の専門家の出席を求めることができる。

### (立川市史編集委員会議)

第6条 次の各号に掲げる事項を処理するため、立川市史編集委員会議（以下「編集委員会議」という。）を設置する。

- (1) 市史編さんに関する資料の収集、調査及び研究の方法
- (2) 立川市史の内容及び構成に関すること。
- (3) 立川市史の編集及び執筆方法

(4) 部会の設置及び廃止に関すること。

(5) その他市史編さんに必要と認められること。

2 編集委員会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 立川市史編さん委員会条例（平成27年立川市条例第12号）第3条に規定する委員 1人

(2) 部会の部会長

3 編集委員会議に議長及び副議長を1人置き、委員の互選によって定める。

4 議長は、会議を代表し、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

(謝礼)

第7条 編集委員には、予算の範囲内で謝礼を支払うものとする。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、産業文化スポーツ部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

平成 27 年 6 月 1 日  
産業文化スポーツ部長決定

立川市史編集委員に係る謝礼支払い基準について

立川市史編集委員設置要綱（平成 27 年 4 月 1 日施行。以下「要綱」という。）第 7 条に規定する謝礼について、以下のように定める。

（謝礼）

第 1 条 編集委員への謝礼は、1 日あたり 10,800 円とする。ただし、1 日の業務時間が 4 時間に満たない場合は、2 分の 1 を乗じた額とする。

2 調査のために要する移動距離が、次の各号に掲げる距離にある場合は、前項で規定された額に当該各号に定める率を乗じた額の割り増しを行うことができる。

（1）片道 50 km 以上 100 km 未満 5 割

（2）片道 100 km 以上 200 km 未満 10 割

（3）片道 200 km 以上 15 割

3 前項に定める移動距離は、原則として、公共交通機関等の手段を用いて移動した場合とし、自宅等の最寄駅から最終目的地の最寄駅までの距離とする。

（業務報告）

第 2 条 編集委員は、要綱第 2 条に掲げる業務を行ったときは、別添の業務報告書（以下「報告書」という。）を提出するものとする。

（支払い）

第 3 条 第 1 条に定める謝礼の支払いは、次の各号のとおりとする。

（1）謝礼は税込とし、支払に際しては、法令の定める税額を控除した額を支払うものとする。

（2）謝礼の支払いは、月払いとし、編集委員から提出される報告書にもとづいて、翌月末日までに支払うものとする。

（3）謝礼の支払いは、原則として口座振り込みとし、編集委員は、謝礼を受け取るための銀行口座をあらかじめ指定するものとする。

（適用）

第 4 条 要綱第 6 条第 2 項第 1 号に定める委員への謝礼支払い方法については、この支払基準を適用する。

（委任）

第 5 条 この支払い基準の施行について必要な事項は、産業文化スポーツ部地域文化課長が別に定める。